

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）による診療情報等または問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○ 初診時 1 点

○ 再診時（3 ヶ月に 1 回に限り算定） 1 点

※ マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

一関病院長